

2022-3-23

東芝マテリアル株式会社
東芝デバイス&ストレージ株式会社
株式会社 東芝

東芝マテリアル株式会社における放射性物質の管理区域外での漏洩に関する
原子力規制庁への最終報告と再発防止策の徹底について

東芝デバイス&ストレージ株式会社のグループ会社である東芝マテリアル株式会社（所在地：神奈川県横浜市磯子区 以下、東芝マテリアル）において、放射性物質が管理区域外に保管されている廃材から検出され、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が定める法令報告事象として、原子力規制庁に報告していましたが、本日、同庁に原因究明と今後の対策について最終報告を実施しました。

東芝マテリアルでは、トリタンTM（注1）の製造において放射性物質の一つであるトリウムを使用しており、管理区域に設定された東芝マテリアルの建屋の一部で管理していますが、昨年8月に、東芝マテリアルの管理区域外である株式会社東芝横浜事業所内で2014年に実施した動力設備の更新工事で発生した廃材から、東芝マテリアルが使用しているトリウム由来の放射性物質が検出されました。（注2）

社内調査の結果、当該廃材および保管場所、近傍空気中は被ばく管理上問題のないレベルであり環境および人体へ影響がないこと、現行の動力設備でも放射性物質による汚染がないことを確認しました。当該廃材は、東芝マテリアルの管理区域内で適切に管理していきま

2014年当時、株式会社東芝横浜事業所において、産業廃棄物処理会社から放射線量の基準値を超える廃材の返却を受けましたが、その際に詳細調査を実施しなかったこと、さらに現在に至るまで同廃材を残置した主因は、東芝マテリアルとしての核燃料物質取扱事業者の責任に対する意識や、担当者の核燃料物質やそれに伴う法規制に関する知識が十分ではなかったこと、さらには、東芝マテリアルおよび株式会社東芝横浜事業所当事者間の連携不足と判断しています。

なお、放射性物質が管理区域外へ漏洩した直接の原因は、管理区域内にあるトリタンTM製造において、トリウムが添加されたタングステン酸化物を水素還元炉で還元処理する際に排出される酸化物を含む水素を、その酸化物を除去する装置（バブラー（槽））を介して

管理区域外の水素回収・循環装置により再利用する仕組みでありましたが、バブラーにてトリウムを含む酸化物を完全に除去できず、水素ガスに含まれたトリウムが水素回収・循環装置まで到達したことだと考えています。

その対策として、酸化物を除去する装置バブラーの改良を行い、現行のバブラーに2層を増設することにより既存を含め3重化し、様々な条件下においても、その後の流出を極限まで防止する仕組みとしました。

今回の事態により、関係する皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしていることを深くお詫びいたします。今後は、二度と同様の事態を引き起こすことのないよう再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

再発防止策の概要

再発防止に向け、東芝マテリアルの社内管理体制を強化し、下記の施策を推進します。

- (1) 管理区域の拡大による管理体制の強化
- (2) 重大インシデント発生時に速やかに「危機管理委員会」を設置するよう規程改訂によるインシデント報告の迅速化
- (3) 社長を委員長とした「核燃料施設管理委員会」の新設による管理・監視体制の強化

注1 トリタン™：トリウム含有タンゲステンの略。トリタン™は東芝マテリアル株式会社の登録商標です。

注2 東芝マテリアルは、株式会社東芝横浜事業所の敷地内で操業しています。

*その他の社名・商品名・サービス名などは、それぞれ各社が商標として使用している場合があります。

以 上

本資料に関するお問い合わせ先：

東芝マテリアル株式会社

管理部 総務・勤労担当 TEL：045-770-3100